

議案第65号令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）に対する附帯決議

議案第65号令和2年度霧島市一般会計補正予算（第9号）の可決に当たり、一般社団法人霧島商社が日当山西郷どん村物産館の事業撤退に伴い、未払いとなっている納入事業者等へ補助する商工業振興総務管理事務事業837万6千円を増額補正する件について、下記の意見を付するものとする。

1. 一般社団法人霧島商社が起こした収支悪化による事業撤退の経緯及び原因を究明し、文書により議会に報告すること。
2. 結果として、公金を投入し霧島商社の未払処理をしなくてはならなくなったことへの行政の責任を明らかにすること。
3. 事件の再発を防止するための対策を策定し執行すること。

以上、決議とする。

令和2年10月1日
霧島市議会